

九州小学校バンドフェスティバル実施規定

第1章 総 則

第1条 九州小学校バンドフェスティバルは、九州吹奏楽連盟・九州小学校吹奏楽連盟および朝日新聞社の主催で実施する。

第2条 九州小学校バンドフェスティバルは、全日本吹奏楽連盟主催、全日本小学校バンドフェスティバル予選を兼ねる。

第3条 九州小学校バンドフェスティバルは、九州吹奏楽連盟所属各県小学校バンドフェスティバル等において代表として推薦された団体が参加する。

第4条 第3条における九州吹奏楽連盟所属支部は次の通りとする。

北九州支部 筑豊支部 福岡支部 佐賀支部 長崎支部
熊本支部 鹿児島支部 宮崎支部 大分支部 沖縄支部

第5条 第3条における推薦団体数は、別に定める推薦に関する細則に従い、前年度までの理事会で決定する。

第6条 九州小学校バンドフェスティバルの実施期日・会場および主管支部は、前年度までの理事会で決定する。

第2章 参 加 資 格

第7条 参加資格者は、九州吹奏楽連盟所属支部において5月末までに加盟手続きを完了した同一小学校に在籍している児童とする。ただし、以下の各号を満たすことを条件に合同バンドおよび地域バンドでの参加を認める。

(1) 合同バンド

- 1 合同は原則2校とすること。ただしその2校はそれぞれの団体、またはいずれかの団体が単独で参加できない学校どうしの合同でなければならない。
- 2 それぞれの学校が当該支部連盟に加盟をしていること。
- 3 大会に出場する場合は、所属する児童が全員出場すること。
- 4 合同での出場をしなければならない理由があると支部長が認めること。
なお、当該支部で内情を確認し、合同バンドでの参加資格を満たすかどうか支部長が判断する。合同バンドは全国大会に推薦することができる。

(2) 地域バンド

- 1 地域バンドが当該支部連盟に加盟していること。
- 2 メンバーの構成が小学生のみであること。
なお、当該支部で内情を確認し、地域バンドでの参加資格を満たすかどうか支部長が判断する。地域バンドは九州大会までとする。(全国大会に推薦することができない)

第8条 同一奏者は各県予選より同一団体で出場すること。なお、出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

第9条 指揮者の資格については制限しない。

第10条 参加団体の資格に疑義があるときは、その団体を調査し、出場停止または入賞等を取り消すことができる。

第3章 演奏および服装

第11条 演奏曲は自由とする。

- (ア) 演奏時間は7分以内とする。ただし、入退場の時間は含まない。
- (イ) 参加団体は、吹奏楽かこれに準ずる木管楽器・金管楽器・打楽器を中心とする編成であることとし、演奏スタイルは自由とする。(マーチングスタイル、コンサートスタイル、コンサートに何らかの演技を取り入れたスタイルなど)
- (ウ) 演奏・演技については原則としてフロア内(30m×30m)で行うものとする。
- (エ) 服装・手具等の使用は自由とする。ただし、着用する靴については、ゴム底のマーチングブーツまたは体育館シューズを原則とし、会場の使用条件に準ずること。
- (オ) 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。
- (カ) ドラムメジャーのバトンの投げ上げ、およびフラッグ等の投げ上げを禁じる。

第4章 出演順・審査および表彰

- 第12条 出演順は、前年度理事会において決定する。
- 第13条 審査員は、理事会の決定を経て理事長が委嘱する。
- 第14条 審査員の数は原則として7名とする。
- 第15条 審査の対象は、演奏開始より演奏終了までとする。
- 第16条 審査方法は九州小学校バンドフェスティバル審査内規による。
- 第17条 第11条に規定している演奏時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。
- 第17条の2 表彰は部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを授与する。ただし、規定により失格となった団体は表彰の対象としない。
- 第18条 全日本小学校バンドフェスティバルへの推薦は、全日本小学校バンドフェスティバル実施規定により行う。

第5章 補 則

- 第19条 本規定は昭和62年 4月 1日より実施する。
- 第20条 " 昭和63年 4月 1日 "
- 第21条 " 平成 2年 4月 1日 "
- 第22条 " 平成 5年 4月 1日 "
- 第23条 " 平成11年 5月 8日 "
- 第24条 " 平成12年 4月30日 "
- 第25条 " 平成14年 4月28日 "
- 第26条 " 平成17年 4月30日 "
- 第27条 " 平成20年 2月23日 "
- 第28条 " 平成22年 6月19日 "
- 第29条 " 平成25年 6月15日 "
- 第30条 " 平成26年 6月14日 "

《九州小学校バンドフェスティバルへの推薦に関する細則》

九州小学校バンドフェスティバル実施規定第5条により、九州小学校バンドフェスティバルの推薦に関する細則を次のとおり定める。

第1条 九州小学校バンドフェスティバルへの推薦団体数を次のとおりとする。

- 1 出場総数の基礎数を14とする。
- 2 各県からの推薦数は、前年度の各県小学校バンドフェスティバル（またはマーチングコンテスト小学校の部。以下同様）参加団体数の比例配分で決定する。

$$\text{配分数} = \frac{\text{その県の小学校バンドフェスティバルの参加団体数} \times \text{出場総数の基礎数}}{\text{九州各県小学校バンドフェスティバルの参加団体総数}}$$

- 3 第2項により算出された配分数の小数以下を切り捨て、その整数部分を推薦数とする。
- 4 各県小学校バンドフェスティバルからの推薦団体の最低数を1とする。
- 5 第3・4項より算出された推薦団体の総数が第1項の基礎数に満たない場合は、基礎数に達するまで、配分数の小数以下が最も1に近い県吹奏楽連盟から1団体ずつ追加する。

第2条 九州マーチングコンテストへ推薦された団体が出場を辞退した場合でも、繰り上げ推薦は認めない。なお、辞退した団体は所属支部の支部長を通して、辞退届を九州吹奏楽連盟理事長あてに提出しなければならない。

第3条 推薦された団体の九州吹奏楽連盟事務局への申し込み締切日は前年度末までの理事会で決定する。

第4条 推薦された団体が第3条の申し込み締切日に遅れた場合は出場を辞退したものとする。

第5条 実施規定第8条にかかわらず、法定伝染病等により出場者を変更する場合は、危機管理マニュアルに準じて対応する。

《九州小学校バンドフェスティバル審査内規》

九州小学校バンドフェスティバル実施規定第16条により、九州小学校バンドフェスティバル審査及び判定に関する内規を次のとおり定める。

第1条 審査集計は、理事長の委嘱する集計係により行う。

第2条 演奏と演技を総合評価する。

第3条 評価方法は絶対評価とし、演奏と演技を合わせて10段階で評価する。

第4条 採点を合計し、総合評価の基とする。ただし、それぞれの最高・最低点を除く。（上下カット）

第5条 合計点より下記の表に基づいて、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを決定する。

小学校	
50点～40点	金賞
39点～30点	銀賞
29点～5点	銅賞

第6条 全日本小学校バンドフェスティバルの推薦は、採点合計の上位より決定する。なお、同点複

数の場合は審査員の投票により決定する。

第7条 出場団体に対し、当該部門の評価を、審査員名をふせて責任者に公表する。